

栃木県高齢者支援計画策定部会（第4回）における主な意見
 (H30.3.8 開催)

栃木県保健福祉部高齢対策課

項目	主な意見
地域包括ケアシステム 全般	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画の基本目標において、市町の取組に対する県の支援という姿勢について意図が明確に伝わるよう表現に工夫願いたい。 ・ 地域共生社会の実現という目標に対して誰がどのように取り組んでいくべきか。県が住みよい地域づくりのため市町を支援してくれることは心強い。
介護サービスの充実・強化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 共生型サービスに対して、県の方針として事業所の移行を促進していくのか、また制度として受け皿をどのように考えていくのか。障害特性などの理解促進とそれを補う介護保険事業所のマンパワーを配置できるのか。十分に研究いただき、制度の成熟とそれぞれの機関の両立を県の立場に立って制度設計をしていただきたい。 ・ 医療・介護の需要が高まりを受けたサービスの供給を考えると、効率化が鍵となる。その中で大切なのはITなどの技術が介護分野で導入されることではないか。
自立支援・重度化防止	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自立支援・重度化防止の取組に向けて市町的能力をどのように高めていくか、インセンティブとしての市町への交付金に係る評価を考えてほしい。 ・ 地域ケア会議の中心は困難事例の検討から自立支援に向けた地域課題の検討へと移っており、記載にあたってその点を留意願いたい。
介護・医療人材の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護職の確保と並んで看護職においても資質の向上や離職の防止などの記載がされているが、それに伴う県の予算、サポートということはしっかりと念頭において取り組んでいただきたい。

パブリック・コメント提出意見とそれに対する栃木県の考え方

栃木県高齢者支援計画「はつらつプラン21（七期計画）」（素案）に対する意見募集を行った結果、1名の方から計2件の御意見を頂きました。貴重な御意見ありがとうございました。
提出された御意見を十分検討の上、それに対する県の考え方を次のとおりまとめました。

項目	意見の内容	意見に対する考え方
人材の育成・確保及び県民の理解・協力の促進	介護人材の確保に向けて、教育委員会との連携を一層強化し、小・中学校及び高校における福祉教育の充実を強化すべきと考える。介護関係団体も協力し、介護体験や若手職員が語る介護の魅力などを通して、将来の進路だけでなく権利擁護や人権意識の高まりにもつながると思われる。	計画では、学校教育において、福祉についての理解と関心を高める福祉教育の推進や介護職員の役割や魅力の理解促進を図ることとしており、御意見を踏まえ関係団体の協力も得ながら取り組んで参ります。
相談体制の充実及び安心して暮らせる住まいの場の確保	地域又は施設で生活する65歳以上の高齢障害者が増加している。市町高齢関係課・地域包括支援センターにおいては、まだまだ縦割りで障害というだけで対応・協力していただけないケースが多い。高齢障害者の安全・安心な生活、特に住まいの場の確保について、市町を始めとする障害及び高齢関係機関が利用者視点で連携協力できるようご指導いただきたい。	地域共生社会の実現に向け、高齢者、障害者、子ども等の区分に関わらず包括的な支援体制を強化していくこととしており、関係機関が連携協力して利用者に必要な支援を提供できるよう働きかけて参ります。 また介護保険制度においては障害を持つ方と高齢者のサービス利便性を高める「共生型サービス」が創設されたことから、サービスの導入に向け、関係者等の理解促進に取り組んで参ります。

計画策定の背景

年度	2015 (H27)	2020 (H32)	2025 (H37)
総人口	1,991千人	1,948千人	1,889千人
高齢者人口	510千人	560千人	575千人
高齢化率	25.6%	28.7%	30.4%
要介護認定者数	81千人	96千人	109千人
要介護認定率	16.1%	17.0%	18.8%
認知症高齢者 (推計)	82千人	100千人	118千人
介護保険料 (月額)	4,988円	5,496円	7,445円

介護保険法の改正

H26改正（H27.4施行）

- (H27.4～)
- 特養新規入所者の重点化（要介護3以上）
(H29.4までに実施)
 - 予防給付（訪問介護・通所介護）の市町移行
(H30.4までに実施)
 - 生活支援サービスの充実強化
生活支援コーディネーター・協議体の配置
 - 在宅医療・介護連携の推進
地域の医療関係者と連携した在宅医療・介護の提供体制構築
 - 認知症施策の推進
初期集中支援チーム等の設置

H29改正（H30.4施行）

- 自立支援・重度化防止に向けた保険者（市町）機能の強化と県による支援の明記
- 地域共生社会の実現に向けた取組の推進



住み慣れた地域で生活を継続するための市町の役割の重要性が増大
県による市町支援の重要性が増大

七期計画のポイント

地域包括ケアシステムの深化・推進
主体となる市町の支援

基本的考え方

- 医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の深化・推進に向けた地域における連携の強化
- 介護保険法の改正趣旨を踏まえ、高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現のための市町に対する支援、連携強化

介護予防・日常生活支援の推進

- 介護予防の推進
市町が実施する介護予防事業へのリハビリ専門職の派遣や住民主体の通いの場の充実
- 生活支援対策の推進
地域のサービス資源発掘やネットワーク構築等を行う生活支援コーディネーターの養成と活動の支援
- 地域包括支援センターの機能強化
保健・医療・福祉の地域ネットワーク構築支援や市町が行う評価に対する支援
- 地域ケア会議の推進
地域課題の抽出や政策形成に向けたケア会議開催のための研修開催やアドバイザーの派遣

介護サービスの充実・強化

- 介護サービスの基盤整備
在宅での自立した生活継続のためのサービス充実や、在宅での介護が難しい高齢者の増加に対応した適切な施設整備
- 介護サービスの適正な運営
サービス情報の公開推進や市町の給付適正化事業への支援

Ⅲ サービス見込量等の推計

①施設・居住系サービスの基盤整備計画

- 特別養護老人ホーム
10,194床（六期末）→ 11,172床（七期末）

②高齢者人口・介護サービス見込量

- サービス利用者数（施設・居住系、居宅合計）
67千人（2015）→73千人（2020）→83千人（2025）
- 介護給付費
1,170億円（2015）→1,446億円（2020）→1,703億円（2025）

計画の構成

基本目標

- 「とちぎで暮らし、長生きしてよかったと思える社会」の実現

I 総論

策定の趣旨

- 県及び市町が目指す高齢者支援施策の方向性を示す
- 第六期計画より位置づけた「地域包括ケア計画」としての地域包括ケアシステムの深化・推進
- 市町が策定する介護保険事業計画及び栃木県保健医療計画との整合性確保

II 各論（主なもの）

生きがいくりの推進

- 社会活動の参加促進
生涯現役応援体制構築のための市町に対する支援
- 就業機会の確保
「とちぎ生涯現役シニア応援センター（ぷらっと）」等における相談やセミナー開催

在宅医療・介護連携

- 在宅医療資源の充実
在宅医療に携わる医療従事者の確保・育成及び質の向上
- 在宅医療・介護連携体制の充実
切れ目のない医療・介護の提供のための体制やルール整備

認知症施策の推進

- 医療・介護の連携による適切な対応
認知症疾患医療センターの拠点機能強化や地域の医療機関・相談機関との連携推進による重層的な連携体制構築
- 若年性認知症への対応
若年性認知症への理解促進や相談体制の充実